

主催：株式会社KACHIEL

第3期：資産税完全マスター研究会①

相続・事業承継対策の考え方・進め方

令和3年4月7日（水）

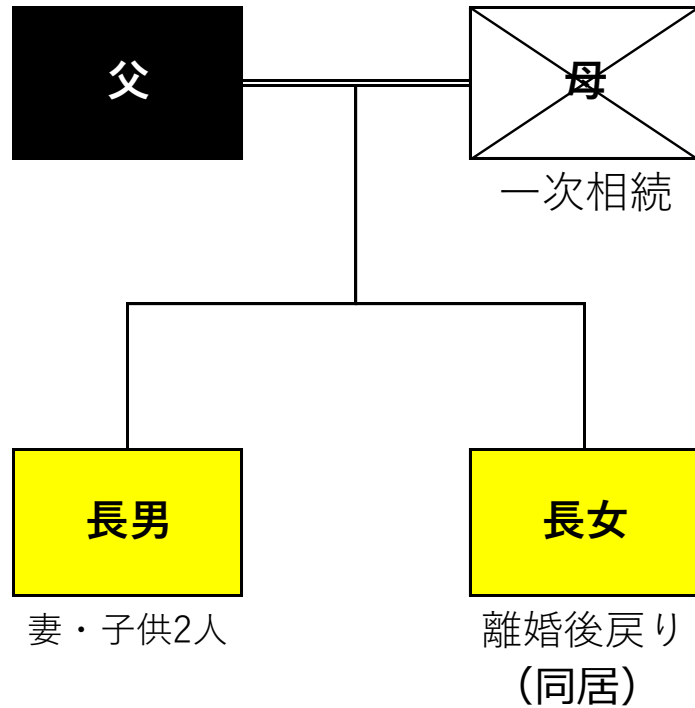


税理士法人レディング 代表
税理士・公認会計士 木下勇人

現状把握から問題点把握までの 流れとその必要性の認識確認

～地主編～

一緒に考えてみてください（5分間）



父所有財産と相続税総額

1	自宅	5,000万円
2	アパート	4,000万円
3	田	3,000万円
4	畑	2,000万円
5	現金	1,000万円

15,000万円

基礎控除 ▲4,200万円

相続税総額 1,840万円

1. 資産税コンサルの立場から

1. 相続税の節税効果

土地上に建物を建築し、建築した建物を賃貸することによる相続税評価の引下げ効果

2. 運用の観点（安定収益が本人・遺族の生活保障）

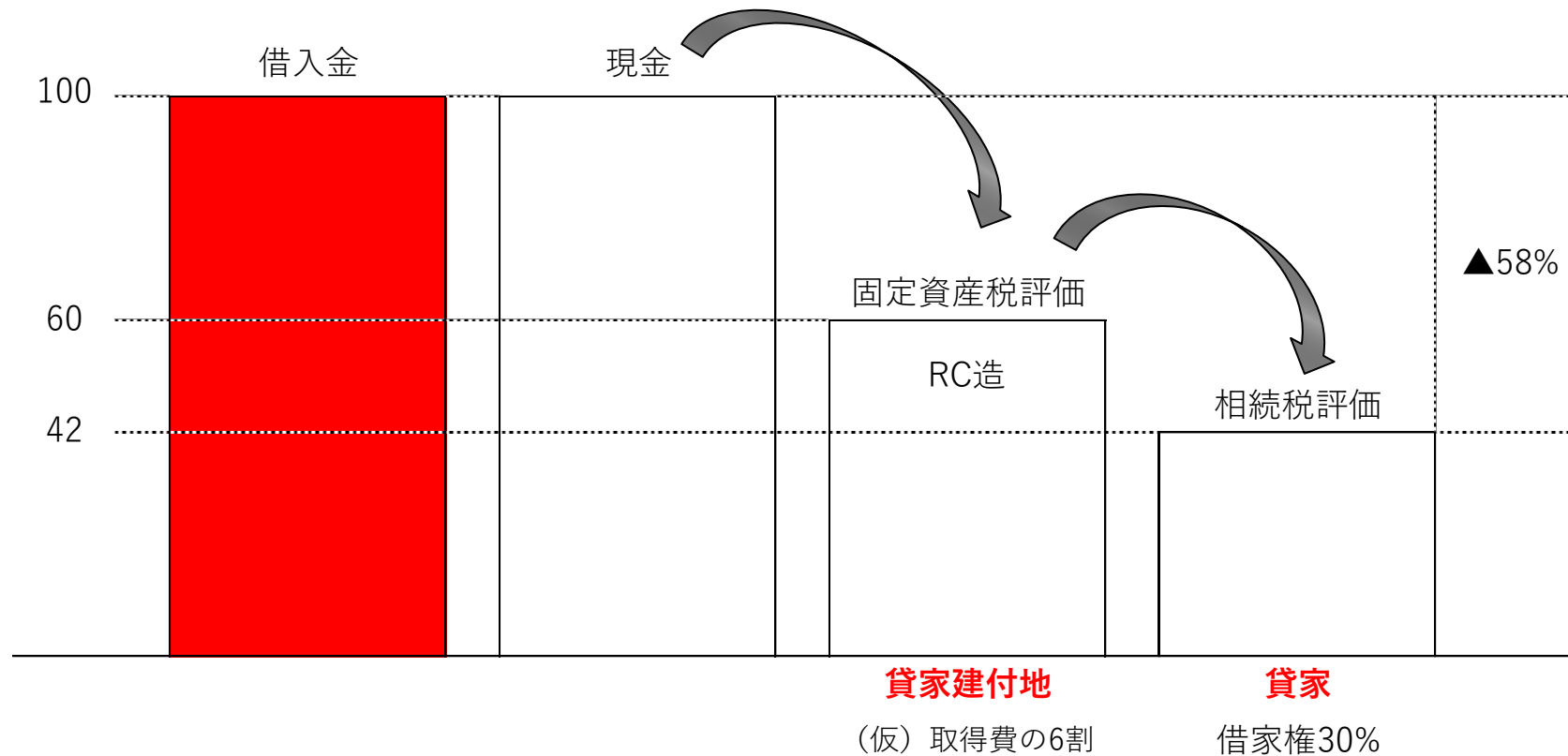
土地の有効活用による保有資産の運用手段となる

1. 相続税の節税効果

(1) 建物取得による節税

- ✓ 借入見合いの資金により建物建築
- ✓ 建築後、固定資産税評価額による評価減
- ✓ 建築後、賃貸に供することによる評価額（貸家評価）
満室想定であれば、 $\times (1 - \text{借家権} 30\%)$

相続税の節税効果（建物の評価減）

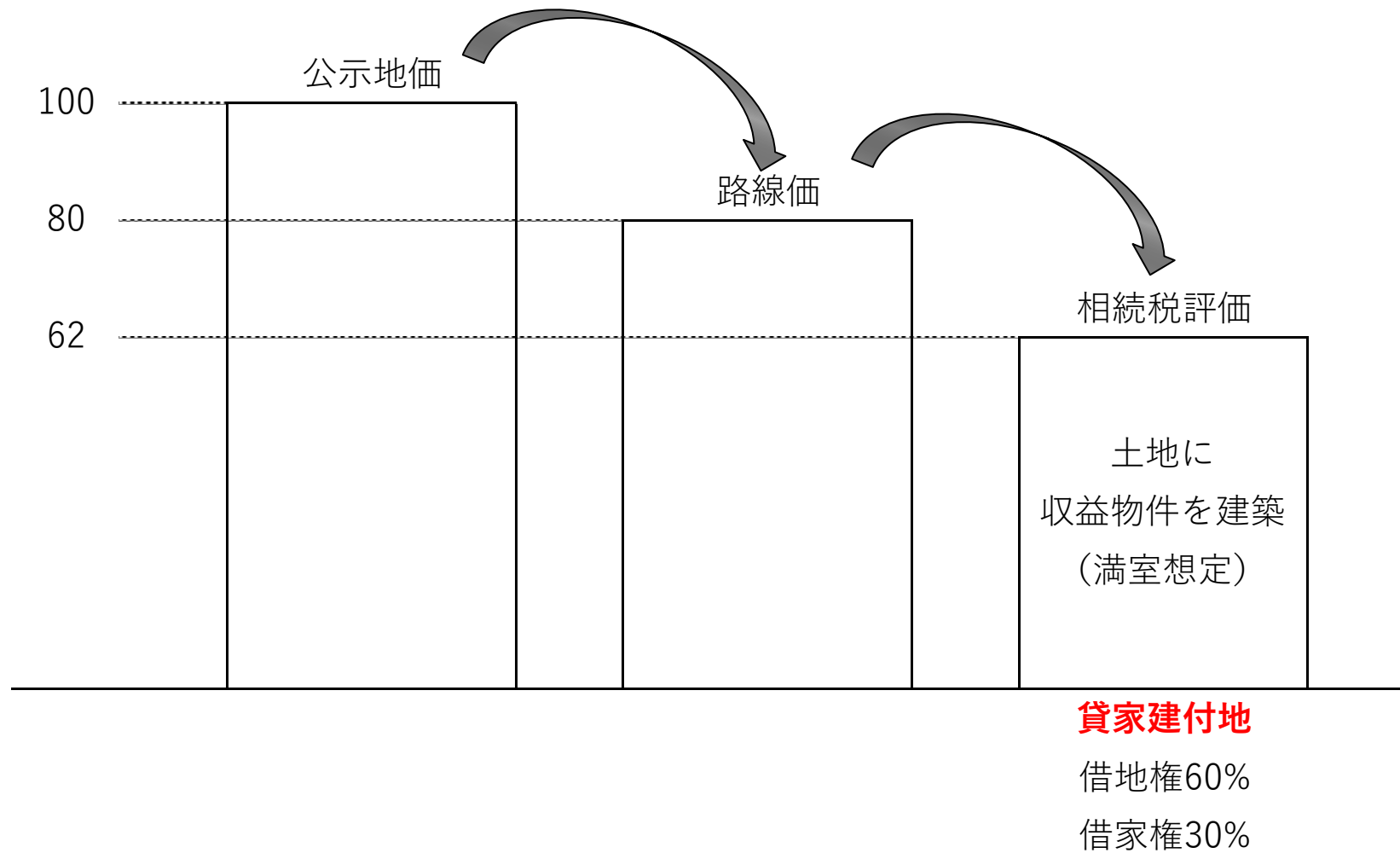


1. 相続税の節税効果

(2) 土地上に建物建築し賃貸に供することによる土地評価減

- ✓ 公示地価（100%）に対して路線価は80%設定
- ✓ 建築後、賃貸に供することによる土地評価額（貸家建付地評価）
満室想定であれば
 $\times (1 - \text{借地権} 60\% \times \text{借家権} 30\%)$

相続税の節税効果（土地の評価減）



2. 運用の観点（安定収益が本人・遺族の生活保障）

融資による建築であるため
賃貸により得られた収入の全てが残る訳ではない

得られた収入から

- ・固定資産税、損害保険料、修繕費、支払利息等
（必要経費でありキャッシュアウトあり）

- ・**借入金の元金（≠必要経費）**

を控除された残額

+ α

- ・減価償却費（必要経費であるがキャッシュアウトなし）は損益計算のみ

魔法の経費（減価償却費）

◆なぜ魔法？

→ 経費計上できるのに・・・お金が出ていかないから！（最初に出て行ってるので感覚が狂う・・・）

◆でも限界があります！

→ いつかはゼロになります！

◆損益シミュレーション

(単位: 千円)

	1年目	2年目	3年目	～	13年目	14年目	15年目	16年目	～	21年目	22年目	23年目	24年目
売上	10,000	10,000	10,000		10,000	10,000	10,000	10,000		10,000	10,000	10,000	10,000
租税公課(固定資産税)	▲1,000	▲1,000	▲1,000		▲1,000	▲1,000	▲1,000	▲1,000		▲1,000	▲1,000	▲1,000	▲1,000
保険料(火災、地震)	▲500	▲500	▲500		▲500	▲500	▲500	▲500		▲500	▲500	▲500	▲500
修繕費(フルパッケージ)	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0
支払利息	▲1,000	▲950	▲900		▲700	▲650	▲600	▲550		▲400	▲350	▲300	▲250
減価償却費(本体: 22年)	▲6,000	▲6,000	▲6,000		▲6,000	▲6,000	▲6,000	▲6,000		▲6,000	▲6,000		
減価償却費(外構: 15年)	▲3,500	▲3,500	▲3,500		▲3,500	▲3,500	▲3,500						
課税所得	▲2,000	▲1,950	▲1,900		▲1,700	▲1,650	▲1,600	+1,950		+2,100	+2,150	+8,200	+8,250
所得税(15%と仮定)	0	0	0		0	0	0	293		315	323	1,230	1,238
住民税(10%)	0	0	0		0	0	0	195		210	215	820	825

■デメリット

→ 過去15年前～22年前に建築した木造アパートについては減価償却費が計上できなくなるため、22年目以降は税金（所得税・住民税）負担増＋借入金返済あり。

◆RC造のメリット①

→ RC（鉄筋コンクリート）マンションの場合には、耐用年数47年であり、毎年の減価償却費は木造に比較して少なくなります。

⇒ これは裏を返せば、木造が22年経過後に突然税金負担が重たくなるような事態が生じない、つまり、安定的な経営ができることを意味します。

◆RC造のメリット②

→ 10年～15年経過後に大規模修繕を行った場合には、原状回復（価値の増加がない）場合には、1回で費用計上することになります。

→ これに対して、大規模修繕が改修（価値の増加あり）の場合には、1回で費用計上するのではなく、資産計上し長期間かけて費用計上することになります。

⇒ 修繕はRC造特有のものではありませんが、大規模修繕の場合には、足場や防水加工など資金が必要になりますので、計画的に資金を積み立てておく必要があります。何事も、長期間を見越した賃貸経営を行う意識が必要となります。

現状把握から問題点把握までの 流れとその必要性の認識確認

～法人経営者編～

一緒に考えてみてください（5分間）

B/S		P/L	
現預金	買掛金	売上原価 (製品)	売上
売掛金	短期借入金	販管費	
製品	預り金		営業外費用 (支払利息等)
材料	未払法人税等		
建物	長期借入金		
	役員借入金		
機械装置	資本金		
車両運搬具	利益剰余金		
長期貸付金			
関係会社株式			
保険積立金			

■ 役員構成

代表取締役会長	父	80歳
代表取締役	長男	52歳
専務取締役	二男	49歳
取締役	A (親族外)	60歳
取締役	B (親族外)	55歳
監査役	母	78歳

■ 株主構成

父	51%
母	22%
長男	15%
二男	7%
A (親族外)	3%
B (親族外)	2%
合計	100%

■ 財務情報

売上	12億円
税引後利益	5,000万円
純資産	10億円
社歴	50年
従業員数	50人
業績	安定

1. 顧問の立場から

2. 資産税コンサルの立場から

3. 会社経営者の立場から

自社株の分散によるリスク（例：少数株主権）

少数株主権	行使要件	根拠法令
会社の解散の訴え	総株主の議決権の10分の1以上又は発行済み株式総数の10分の1以上	会社法833①
役員解任請求権	総株主の議決権の100分の3以上又は発行済み株式総数の100分の3以上	会社法854①
会計帳簿閲覧・謄写請求権	総株主の議決権の100分の3以上又は発行済み株式総数の100分の3以上	会社法433①
株主総会の招集請求権	総株主の議決権の100分の3以上	会社法297①
株主提案権	(取締役会設置会社) 総株主の議決権の100分の1以上又は300個以上の議決権	会社法303②
株主名簿閲覧権	1株又は1単元	会社法125
株主代表訴訟提起権	1株又は1単元	会社法847

少数株主権の行使（会計帳簿閲覧・謄写請求権）

（会計帳簿の閲覧等の請求）

第四百三十三条 **総株主**（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の**議決権の百分の三**（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）**以上の議決権を有する株主又は発行済株式**（自己株式を除く。）の**百分の三**（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）**以上の数の株式を有する株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。**この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

- 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 2 前項の請求があったときは、**株式会社は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。**
- 一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 - 二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
 - 三 請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。
 - 四 請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき。
 - 五 請求者が、過去二年以内において、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
- 3 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、会計帳簿又はこれに関する資料について第一項各号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
- 4 前項の親会社社員について第二項各号のいずれかに規定する事由があるときは、裁判所は、前項の許可をすることができない。

1. 計算書類当の閲覧・謄本交付請求（会社法442③）との違い
 - 請求対象が、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書
 - そもそも定時株主総会において取締役により提出予定

2. 閲覧可能な資料その他
 - 「会計帳簿又はこれに関する資料」
 - 「会計帳簿」：総勘定元帳、現金出納帳、仕訳帳などが該当
 - 「これに関する資料」：契約書、領収書、伝票などが該当

 - 総株主の議決権の100分の3以上、
または発行済み株式の100分の3以上有する株主

 - **少数株主が閲覧することで、**
 - ・株主代表訴訟（会社法847）の要否検討
 - ・取締役の不正行為調査など可能性

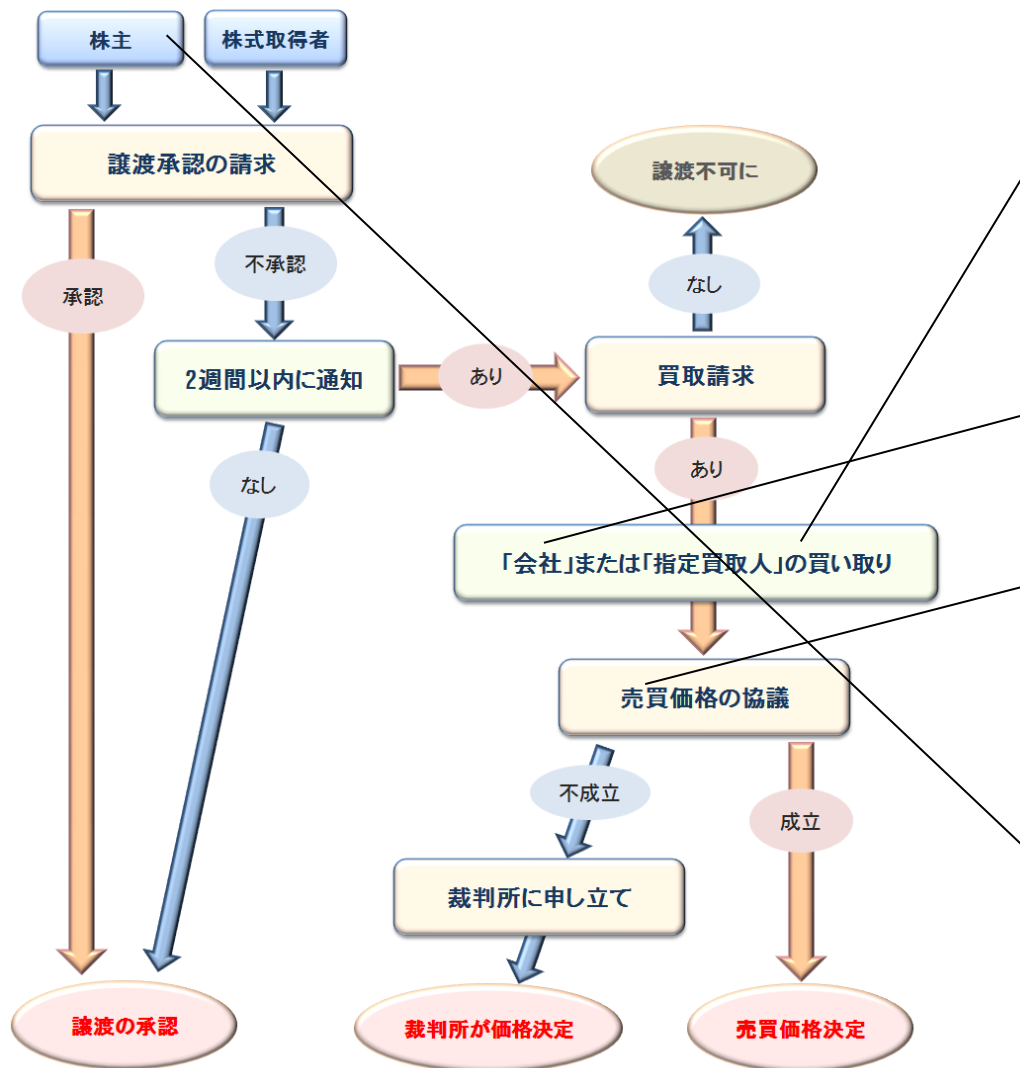
 - 少数株主が会社経営に影響を及ぼす可能性あり

☑ 株式譲渡承認請求リスクの顕在化

- 退職時に取得価額で買戻すことを口約束していたが、買い戻さずに退職
- 後日、**株主**から「株式譲渡承認請求」の書面が送付
買主は名も知らない**ブローカー**の可能性あり
- **ブローカー**の株式取得防止するために
「譲渡承認機関による承認」が必要となっている（非公開会社）
- ただし、会社が承認しない場合、株主から請求されれば、
会社又は会社が指定する者が買い取らなければならない。
- **純資産株価（簿価）を前提に54日又は24日以内に買取準備を
しなければ、承認したものとみなされる。**

譲渡制限株式に関する譲渡承認請求手続き

譲渡制限株式についての株主等の譲渡承認手続き



- ・「買い取る旨」「株式数」を40日以内に通知
- ・買主側：
その際に買取金額を供託所に供託
- ・売主側：
株券発行会社の場合には株券の供託が必要

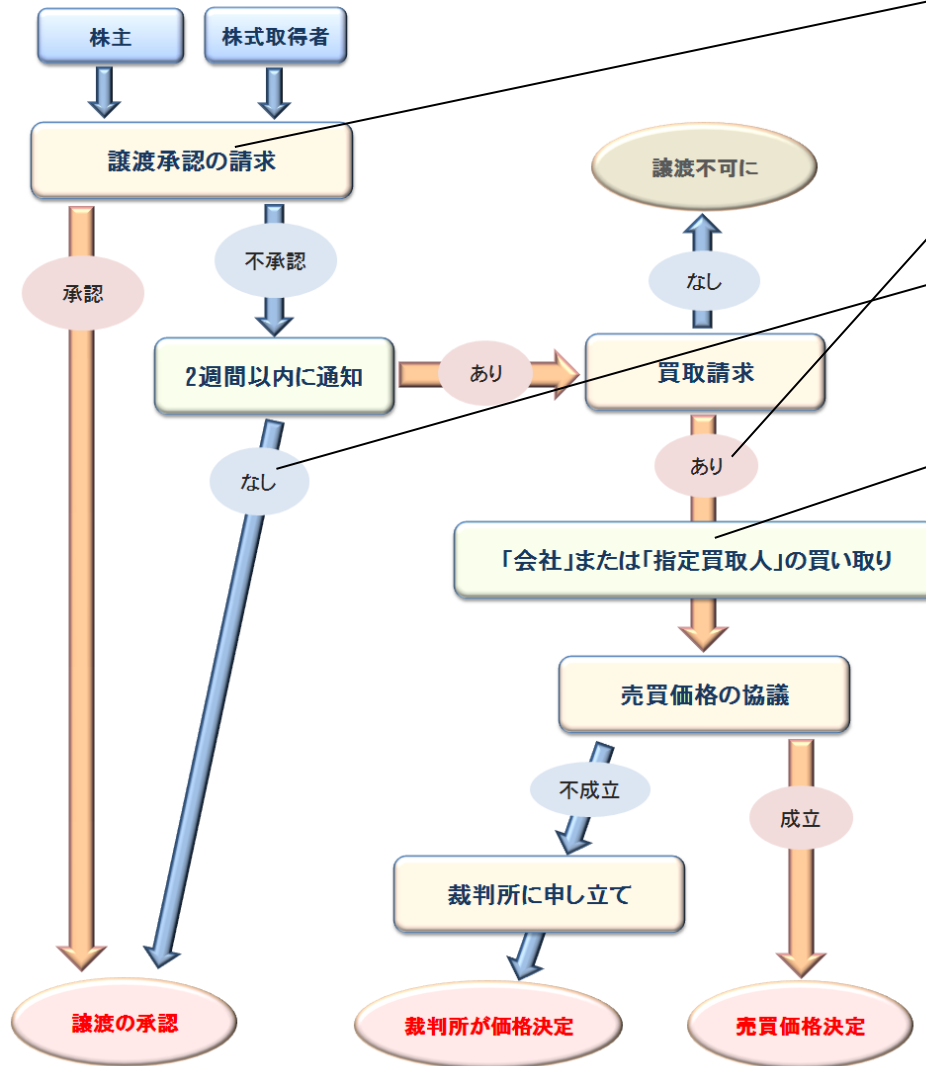
- ・会社が買い取る場合、特別決議
- ・自己株式なので、財源規制あり

- ・税法上の株価か否かは問わない
- ・あくまで協議

- ・株主が現金化したい場合、通常はこの手続きではなく、相対での交渉から進める
- ・価格で問題なければ譲渡承認手続へ
- ・価格で折り合いがつかなければ、誰か知り合いへの譲渡承認請求を行い、この手続きにのせる

譲渡制限株式に関する譲渡承認請求手続き（法務①）

譲渡制限株式についての株主等の譲渡承認手続き



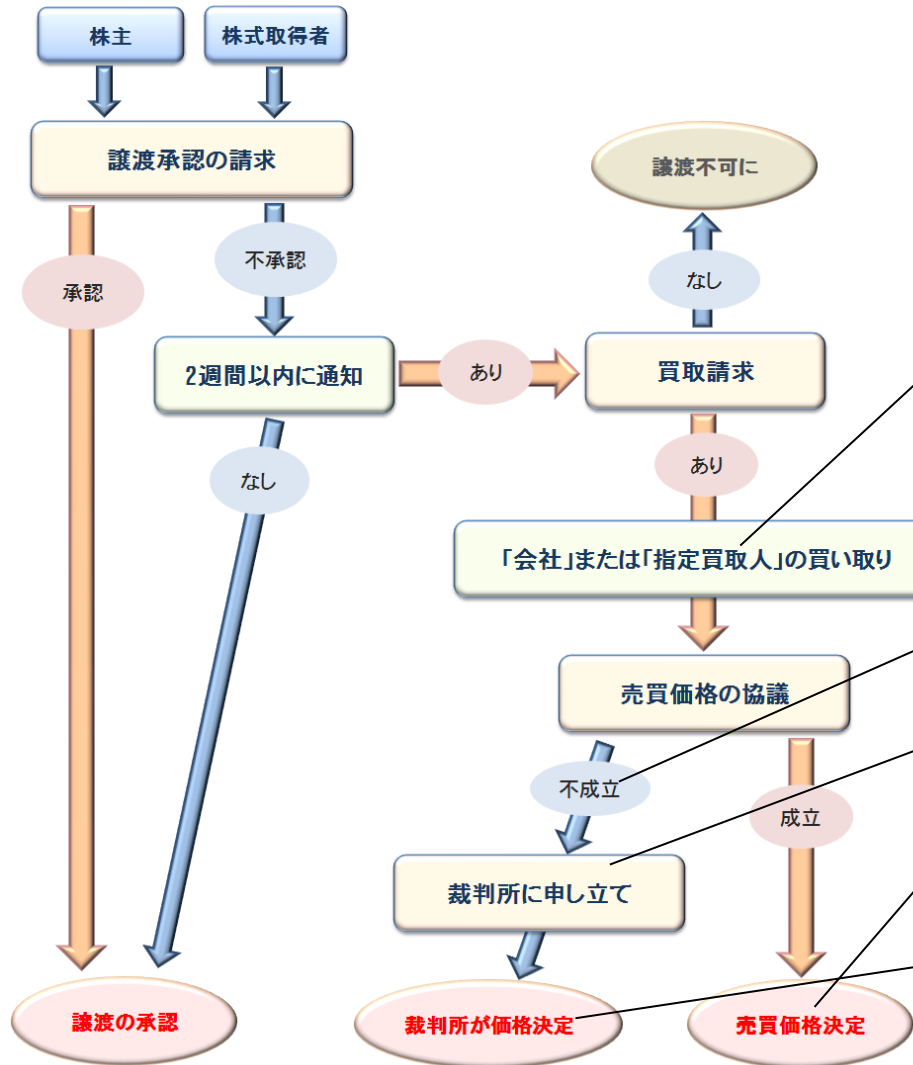
- ・通常は株主からの請求（会136①）
- ・株式取得者からの請求は稀（会137①）
- 株主は法定事項を明らかにする必要あり（買取請求もここ！ 会138①）
- 承認機関はどこ？（取締役会、株主総会、代表取締役）

- ・会社は**2週間以内**に決定通知しなければ、譲渡承認を決定したものとみなされる（会145①）

- ・会社は買取人を指定する必要あり（会140①）
- 株式の一部承認は不可
- 全ての株式につき「会社」「指定買取人」の双方は可
- 1. 「会社」が買い取る場合、特別決議が必要（会140①②、309②(1)）
- 譲渡承認株主は議決権行使不可（会140③）
- 財源規制あり
- **譲渡承認しない旨の通知をしてから40日以内**に
 - (1) 買取通知
 - (2) 供託（@純資産×譲渡承認株式数）
 - (3) 供託を証する書面の交付
 上記を期日以内に実行しない場合、譲渡を承認したものとみなされる（会145(2)(3)）

譲渡制限株式に関する譲渡承認請求手続き（法務②）

譲渡制限株式についての株主等の譲渡承認手続き



2. 「指定買取人」が買い取る場合、取締役会決議（会140⑤、309②(1)）
 → 譲渡承認しない旨の通知をしてから10日以内に
 (1) 指定・買取通知
 (2) 供託（@純資産×譲渡承認株式数）
 (3) 供託を証する書面の交付（会145(2)(3)）
 → 上記を期日以内に実行しない場合、
 1. 「会社」が買い取る以外方法はない
 → 特別決議、財源規制など法令順守する必要あり
 +a 上記1. (3)、2. (3)により
 供託を証する書面の交付を受けた請求者は
 交付を受けた日から1週間以内に「株券」を
 供託し、その旨を会社へ通知する必要あり

- ・協議（会144①⑦）が不成立の可能性が大
- ・買取通知があった日から20日以内、申立て
- ・買取通知があった日から20日以内、申立てがない場合、@純資産×譲渡承認株式数 で決定（会144⑤⑦）
- ・収益AP、原価AP、マーケットAPにより決定（会144③⑦）

1. 定款整備

(1) 株式の譲渡制限

→ 譲渡承認請求における買取財源の問題

(2) 株券不発行

→ 株券発行リスクを常に意識（譲渡や親族外承継）

(3) 相続人等への売渡請求

→ 少数株主による「会社のとり」リスクあり（後述）

(4) 自己株式の取得における売主追加請求権の排除（会社法164①）

→ 他の株主の売却機会を排除

→ 株主全員の同意が必要（会社法164②）

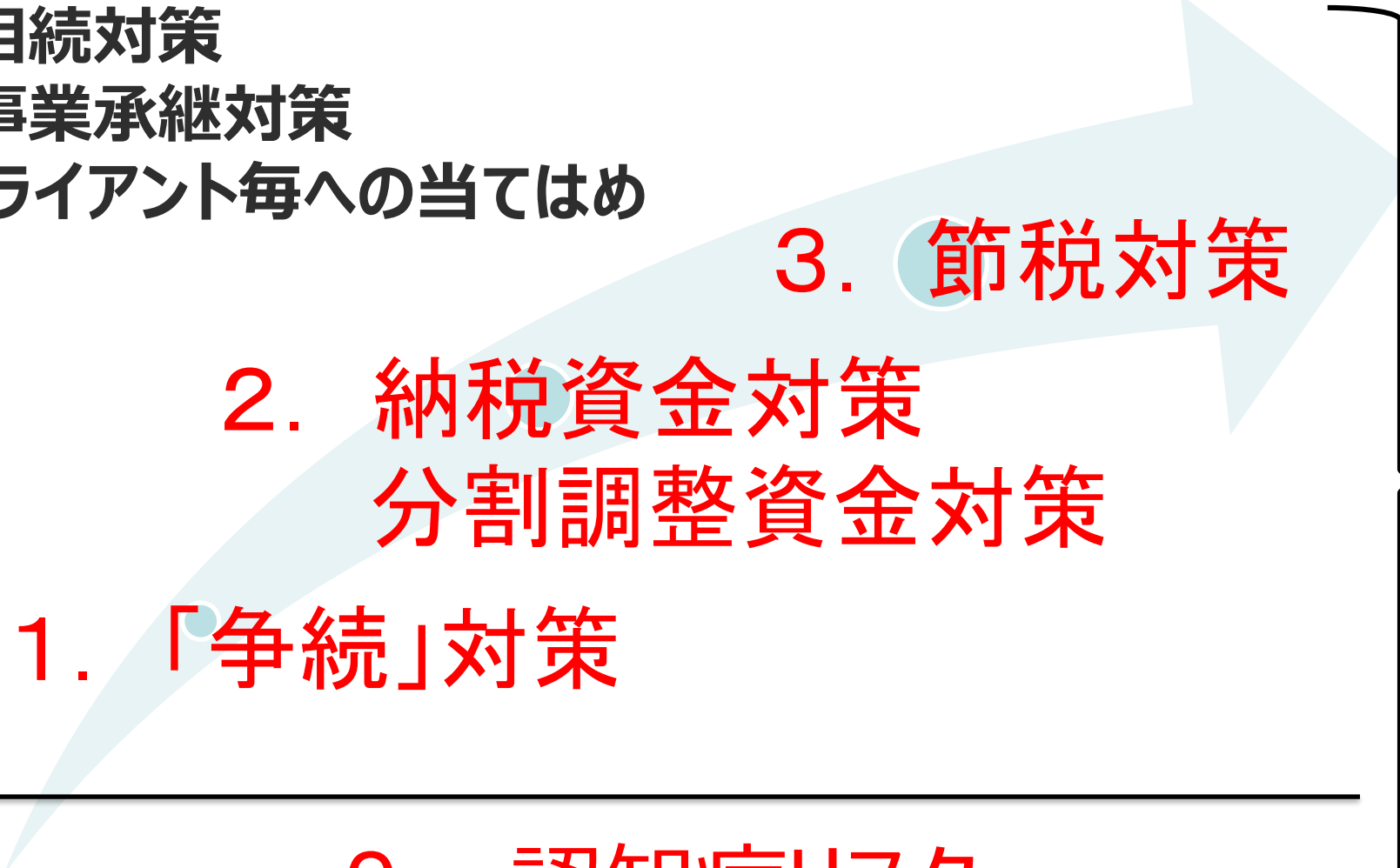
2. 株主名簿の作成・管理

☑ 真の株主の存在把握に努める（所在不明株主の存在）

☑ 所在不明株主や名義株が存在する場合、M & Aの成否に影響

個人財産（相続）
法人財産（事業承継）
相互の関連性
と
財産管理の必要性

- ・相続対策
 - ・事業承継対策
- クライアント毎への当てはめ

- 
1. 「争続」対策
 2. 納税資金対策
分割調整資金対策
 3. 節税対策

0. 認知症リスク

感情論

資産移転プランの検討（会社オーナー1）

個人（父）B/S（相続税評価額）

現預金	xxx	葬式費用	xxx
上場株式等	xxx	基礎控除	xxx
不動産（自宅：同居）	xxx		
生命保険（死亡保険）	xxx		
自社株（60%）	xxx		
会社貸付金	xxx		
会社建物敷地	xxx		

個人（母）B/S（相続税評価額）

現預金	xxx	葬式費用	xxx
上場株式等	xxx	基礎控除	xxx
生命保険（死亡保険）	xxx		
自社株（40%）	xxx		

問題点は？

個人（長男）B/S（相続税評価額）

現預金	xxx	基礎控除	xxx
上場株式等	xxx		
生命保険（死亡保険）	xxx		

個人（長女）B/S（相続税評価額）

現預金	xxx	基礎控除	xxx
生命保険（死亡保険）	xxx		

資産移転プランの検討（会社オーナー-2）

個人（父）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
不動産（自宅：同居）	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（50%）	×××		
会社貸付金	×××		
会社建物敷地	×××		

個人（母）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（20%）	×××		

問題点は？

個人（長男）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
上場株式等	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		

個人（長女）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		

資産移転プランの検討（会社オーナー3）

個人（父）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
不動産（自宅：同居）	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		
会社貸付金	×××		
会社建物敷地	×××		

個人（母）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		

問題点は？

個人（長男）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
上場株式等	×××		
自社株（100%）	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		

個人（長女）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		

資産移転プランの検討（不動産オーナー）

個人（父）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	借入金（賃貸紐付き）	×××
上場株式等	×××	預り保証金	×××
不動産（自宅）	×××	葬式費用	×××
不動産（賃貸①）	×××	基礎控除	×××
不動産（賃貸②）	×××		
不動産（賃貸③）	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		

個人（母）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		

問題点は？

個人（長男）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
上場株式等	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		

個人（長女）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		

個人財産・法人財産の関連性

個人（父）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	借入金（貸付紐付き）	×××
上場株式等	×××	預り保証金	×××
不動産（自宅）	×××	葬式費用	×××
不動産（賃貸）	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（60%）	×××		
会社貸付金	×××		
会社建物敷地	×××		

個人（母）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（40%）	×××		

次世代への資産の承継方法は・・・
 贈与？
 相続？

法人B/S（相続税評価額）

現預金	×××	金銭債務（買掛金など）	×××
その他金融資産	×××	借入金（金融機関）	×××
商品、製品	×××	借入金（役員）	×××
固定資産	×××		
建物（建附）			
構築物等			
土地		父 60%	母 40%
借地権			
保険積立金	×××		
営業権	×××		

本当に債務はこれだけ？

- (1) 身分行為（結婚・離婚・養子縁組・養子離縁等）
 - (2) 遺言（自筆証書・公正証書等）の作成・書換
 - (3) 預貯金の入金金手続
 - (4) 証券会社の売買指示
 - (5) 生命保険契約関係
（新規契約の締結、既存契約の契約内容変更、保険金請求等）
 - (6) 贈与契約（現金、不動産、自社株等）
 - (7) 自社株売却（M&A、関連法人等）
 - (8) 不動産関連行為（売買、建築、建替、管理等）
 - (9) （収益物件の購入・建築に伴う）金銭消費貸借契約
 - (10) 議決権行使（株主総会・取締役会等）
 - (11) 信託契約（生産緑地は保全不可）、任意後見契約
 - (12) 遺産分割協議
 - (13) 相続放棄
- etc

事業承継計画（サンプル）

【基本方針】												
①社長から長男への親族内承継を進める。												
②6年目に事業承継税制（特例版）を用いて贈与実行。同時に社長交代。 社長交代と同時に会長就任。10年目に完全引退。												
③長女（非承継者）に対する遺留分手当を7年目に実施。												
項目	現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
会社	売上高	7億円	→	→	→	→	10億円	→	→	→	→	12億円
	経常利益	4千万円	→	→	→	→	5千万円	→	→	→	→	6千万円
	定款・株式・その他		経営承継計画の提出（確認申請）	相続人に対する売渡請求の導入	少数株主からの株式買取り（金庫株）			役員刷新 & 認定申請	経済産業大臣の確認 & 家庭裁判所の許可			
現経営者	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
	役職	代表取締役社長	→	→	→	→	→	会長	→	相談役	→	完全引退
	関係者の理解											
	株式・財産の分配		生命保険加入（個人・法人）	公正証書遺言の作成 ※1				事業承継税制（特例版）による贈与	遺留分対応（固定合意）段取り ※2			
	持株（%）	60%	→	→	67%	→	→	0%	→	→	→	→

事業承継計画（サンプル）

年齢		35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳
役職		営業部長	平取締役	平取締役	常務取締役	常務取締役	専務取締役	代表取締役 社長	→	→	→	→
後継者教育	社内	支店営業	本店営業	本店営業	全社営業	全社営業	本社管理	統括責任	→	→	→	→
	社外		後継者育成 機関									
持株 (%)		30%	→	→	33%	→	→	100%	→	→	→	→
備考		※1：長男へ「自社株・貸付金・会社建物敷地・同居自宅一式・納税資金」を相続させる旨の遺言 長女へ「預貯金」を相続させる旨の遺言 ※2：長女へ遺留分（固定合意）の段取り。個人保険（一時払い終身保険）の名義変更も対応策として検討										

各種コンサル提案における マネタイズ手法の概要

☑ **ターゲットは明確か？**

- 新規顧客？ 既存顧客？
- 攻め方が全く異なるため、優先順位をつける必要あり

☑ **組織的に対応するか？**

- 無料相談から案件受注までを組織的に行うか否か？
- 既存顧客であれば、巡回担当者が窓口になるが対応は可能か？

☑ **バックエンド商品は明確か？**

- 相続税申告の場合は明確になるが、生前対策の場合は何をフロントエンド、何をバックエンドに置くか、明確である必要あり

☑ **メディアミックス戦略を意識しているか？（HP・SNS等）**

- 新規顧客の場合には必須となる

- ☑ **何はともあれ「財産目録」作成が全てのスタート**
 - 税理士であることの優位性は財産情報を開示してもらえること
 - 他士業ではこのハードルは越えられない
 - 「財産内容」>「相続税総額」を意識することが重要

- ☑ **財産分けを意識すると「遺言」提案に繋がる**
 - 相続税の有無問わず、提案可能であり提案必須項目である
 - 特に、事業承継（自社株、収益性不動産）にはマスト

- ☑ **認知症を意識すると「民事信託（財産管理）」に繋がる**
 - 遺産分割・節税と財産管理は完全に別物と切り離せているか
 - 財産管理は相続発生までのどの局面でも起こりうる問題
 - ここが意識できると、司法書士との連携がとりやすい

- ☑ **各種資金繰りに関する戦略的ツールは「生命保険（個人・法人）」**
 - 生命保険は、相続・事業承継対策と相性が非常に良い
 - 資金ニーズをどれだけ顕在化できるかが勝負
 - 生命保険にしかできないことを考える

- ☑ **不動産の色分け（保有・収益・換金）ができるか？**
 - 相続発生時点でのストックという側面ではなく、相続した後のフロー概念を取り入れる
 - 自らが相続人になった際、自分が欲しい不動産か否か

- ☑ **不動産の時価概念を意識できているか？**
 - 相続税評価額はあくまで税法上の概念であり、市場価格とは明確に異なる。
 - 換金する際には時価売却であり、手取りが重要

- ☑ **事業承継対策は会社経営の相談が先である（経営承継）**
 - コロナショックの今だからこそ、社長の相談相手になれるか？
 - 既存のビジネスモデルそのものでよいかを悩む経営者が多い
 - 会計事務所のビジネスモデルを見直すことが相談への近道
 - マーケティング・販売・業務遂行・アフターフォローの流れを考える
 - 次世代が承継できる器か、意思があるか？

- ☑ **事業承継対策としての親族内承継（株式承継）**
 - 事業承継税制（特例版）がクライアントに本当に適用可能か？
 - 適用可能な場合でも、途中で期限確定リスクもあり得るため、資金確保が必要

- ☑ **事業承継対策としての親族外承継（M&A、事業譲渡等）**
 - 会計事務所として丸投げ、DD関与、マッチング関与のスタンスは？

中小企業庁 経営者のための 事業承継マニュアル

「事業承継ガイドライン」対応
 中小企業・小規模事業者 向け

何をすればいいの？

- 後継者の育成
- 経営の「見える化」
- 会社の「磨き上げ」
- 事業承継計画の策定
- 特例制度の活用

本書で
 分かりやすく
 解説します！

- 会社の「10年先」を考へる
- 事業承継計画のつくりかた
- 事業承継の課題に対応するアクション
- 経営者の皆様をサポートする体制

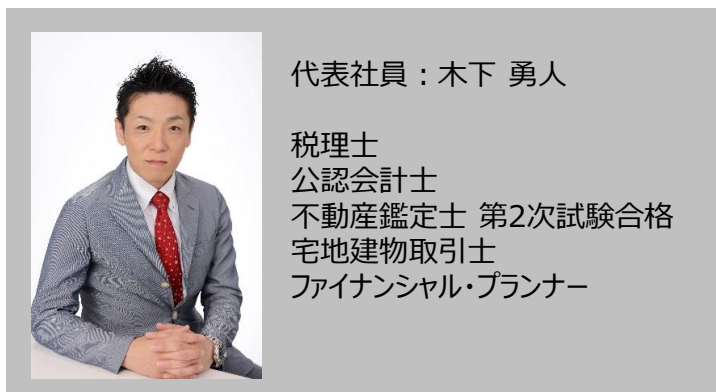
経営者のための 事業承継 マニュアル



第1章 アウトライン	
1 ビジュアルでみる事業承継	P.4
● 経営者の平均引退年齢 ● 経営者高齢化の背景に後継者不足 ● 事業承継への取組を先送りしている	
2 事業承継の構成要素 対話を通じた「想い」の承継	P.6
● 後継者に託す3つの要素 ● 対話を通じた経営理念・想いの承継	
3 事業承継を実行するまでの「5つのステップ」	P.8
● 事業承継の準備から計画の策定、実行まで5つのステップ	
第2章 事業承継計画	
1 事業承継計画とは	P.10
● 事業承継計画とは何か？ ● 「これまでの歩み」を振り返りながら計画を作る	
2 事業承継計画の策定方法	P.12
● 会社の中長期目標を設定する ● 事業承継に向けた経営者の行動を設定する ● 事業承継に向けた後継者の行動を設定する ● 事業承継に向けた会社の行動を設定する ● 関係者と事業承継計画を共有する ● 事業承継計画(様式) ● 事業承継計画の記入例(親族内承継)	
第3章 事業承継を成功させるアクション	
1 事業承継に伴うさまざまな課題とその対策	P.18
2 後継者の選び方・教育方法	P.20
● 中小企業の後継者選びの実情 ● 後継者を決める際のポイント ● 後継者の教育方法 ● 外部機関による後継者向けのセミナーがあります ● 事例	
3 経営権の分散防止	P.24
● 事業承継に伴う経営権の分散リスク ● 自社株式の生前贈与 ● 安定株主(役員・従業員持株会など)の導入 ● 遺言を作成する ● 遺留分減殺請求を踏まえた生前対策 ● 種類株式の発行 ● 信託の活用 ● 持株会社の設立 ● 自社株買いに関するみなし配当の特例 ● 相続人等に対する売渡請求(会社法第174条) ● 特別支配株主による株式等売渡請求(会社法第179条) ● 名義株・所在不明株主の整理	
4 事業承継に伴う税負担と対策	P.30
● 事業承継での資産取得に係る税負担 ● 贈与税の概要 ● 相続税の概要 ● 事業承継税制(非上場株式等)についての相続税および贈与税の納税猶予・免税制度 ● 平成29年度税制改正のポイント ● 小規模宅地等の特例 ● 死亡退職金に対する相続税の非課税枠 ● 死亡保険金に対する相続税の非課税枠 ● 事業承継を円滑にする税務上の特例	
5 資金調達	P.36
● 事業承継にはお金がかかる ● 親族外承継での資金調達 ● 経営承継円滑化法による金融支援	
6 債務や個人保証への対応	P.39
● 債務や保証、担保等の承継 ● 事業承継時における経営者保証に関するガイドラインの活用 ● 事例	
7 社外への引継ぎ(M&A等)	P.42
● 社外への引継ぎ(M&A等)の目的 ● M&Aの準備 ● M&Aの代表的な手法 ● 企業価値の算定方法 ● 相談先(国のM&A支援機関)の紹介	
8 個人事業主の事業承継	P.45
● 個人事業主の事業承継の課題 ● 事例	
第4章 中小企業の事業承継をサポートする取組	
1 事業承継の支援体制	P.46
● 経営者にとって身近な相談相手 ● 支援機関のご案内 ● 事業承継に関する具体的なお悩みの相談先	
付録 事業承継自己診断チェックシート	P.50

※本冊子は平成29年3月現在の法令に則って作成しています。

愛知県津島市出身。監査法人トーマツ・税理士法人トーマツにて事業承継対策専門部署にて従事。2009年、名古屋で相続専門税理士法人を設立し、富裕層に対する不動産・財産コンサルティング、オーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開。2017年9月に東京事務所開設。現在、東京税理士会京橋支部所属。主な著書に、「税理士が身につけるべきコーディネータカ（清文社）」「相続・事業承継に役立つ生命保険活用術（清文社）」「ホントは怖い相続の話（ぱる出版）」がある。



■ 税理士法人レディング 基本データ

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-13 宝町TATSUMIビル4F
TEL : 03-6228-3785 FAX : 03-5539-3751
URL : <https://www.leding.or.jp> Email : info@leding.or.jp